

不適正盛土対策連絡調整会議設置要綱

（設置目的）

- 第1 宅地造成及び特定盛土等規制法の新制度移行に合わせて、不適正盛土等への適切な対応に向けた継続的な組織間の連携体制の構築について関連部署が合同で検討することを目的として「不適正盛土対策連絡調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

（検討事項）

- 第2 調整会議は、次に掲げる事項について検討する。
- （1）関連部署が所管する不適正盛土等に関する情報の共有
 - （2）不適正盛土等に対する関連部署の連携した対応
- 2 調整会議において必要と認められるときは、新たな検討事項を加えることができる。

（構成）

- 第3 調整会議の委員は、別紙のとおりとする。座長は、調整会議の議事を統括する。座長が不在のときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 2 調整会議において必要と認められるときは、委員以外の者を調整会議に出席させることができる。

（幹事会）

- 第4 調整会議には、議事運営を補助することを目的として、幹事会を置く。
- 2 幹事会の幹事は、別紙のとおりとする。
 - 3 幹事会は、第2項に規定する幹事の中から、調整事項に基づき招集する。
 - 4 幹事会において必要と認められるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。
 - 5 会議の内容について、幹事は各委員に報告する。
 - 6 第5項の報告について、各委員に疑義が無く、調整会議を開催する必要がないと認める場合は、幹事会の結論を調整会議の結論とみなすことができる。

（会議の非公開）

- 第5 調整会議及び幹事会は、原則非公開とする。

（有識者検討会）

- 第6 調整会議には、専門的な意見を聴取することを目的として、不適正盛土対策連絡調整会議有識者検討会（以下「検討会」という。）を置く。
- 2 検討会の運営に当たって必要な事項については、別途定めるものとする。

（事務局）

- 第7 調整会議には、事務局を置き、庶務事務全般を所掌する。事務局は、都市整備局市街地整備部区画整理課に設置するものとする。

（解散）

- 第8 調整会議は、当会議の設置目的を達成することができた時点において、調整会議委員の発議により全委員の賛成をもって解散するものとする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関する事項、その他必要な事項は調整会議で定める。

附 則 この要綱は、令和6年8月29日から施行する。

不適正盛土対策連絡調整会議 委員・幹事一覧

(委員)

都市整備局 理事（航空政策・交通基盤整備・交通政策担当）【座長】
防災都市づくり担当部長

環 境 局 自然環境部長
資源循環推進部長【オブザーバー】

産業労働局 農林水産部長
商工部長

建 設 局 河川部長

警 視 庁 生活安全部生活経済課長
生活環境課長

八 王 子 市 開発・建築担当部長

(幹事)

都市整備局 市街地整備部開発指導・盛土対策担当課長

環 境 局 自然環境部緑環境課長
資源循環推進部不法投棄対策担当課長【オブザーバー】

産業労働局 農林水産部森林課長
商工部大型店環境調整担当課長

建 設 局 河川部土砂災害対策担当課長

警 視 庁 生活安全部生活経済課経済第七係長
生活環境課環境第一係長

八 王 子 市 まちなみ整備部開発審査課長